

第3章

都市づくりの方針 (全体構想)

3-1 土地利用の方針

3-2 市街地整備の方針

3-3 交通体系の整備方針

3-4 公園・緑地等の整備・保全等の方針

3-5 安全安心なまちづくりの方針

3-6 都市景観の方針

3-7 その他の都市施設整備の方針



第3章 都市づくりの方針（全体構想）

将来都市像、都市づくりの目標、将来都市構造を具体的に実現するための都市計画の基本方針と具体的な施策の方向性について、分野別の都市づくりの方針（全体構想）を定めます。

3-1 土地利用の方針

（1）市街化区域の土地利用方針

①住宅地

専用住宅地

■ 和合ヶ丘地区や白鳥地区、北山台地区、御岳地区、春木台地区、部田山・清水地区の土地区画整理事業により整備され低層住宅が主体となっている住宅地については、今後も戸建住宅を中心とした低層の専用住宅地として、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

■ 諸輪地区、和合地区、傍示本地区、祐福寺地区、部田地区、白土地区等の古くからの市街地を中心に形成された低層の住宅地は、狭あい道路が多くみられる等都市基盤施設*が十分整備されていない地区もみられるため、引き続き、地区計画*による区画



【和合ヶ丘地区のまちなみ】

道路の計画的な整備や、用途地域における高さ制限、高度地区による高層建物の立地を抑制し、低層の専用住宅地としての土地利用を維持しつつ、居住環境の改善・向上を図ります。

一般住宅地

■ (都)瀬戸大府東海線、(都)名古屋三好線、(都)愛知池線沿道等の住宅地は、戸建住宅や中高層住宅、商業施設等が立地する複合的な土地利用が図られており、現在の居住環境を維持しつつ、日常的な商業施設等の生活利便施設の立地を許容することにより、当該地区とその周辺の町民が暮らしやすい生活環境を確保します。

②商業業務地等

商業業務地

■ 東郷セントラル地区の内、大規模店舗が立地する地区については、バスターミナルを含めた、広域的な商業・業務・娯楽・レクリエーション機能*、交通結節機能等の集積が図られる地区であり、町役場、町民会館、いこまい館、総合体育館等の既存公益施設と連携した魅力ある商業業務地の形成を図ります。



【町役場周辺の市街地】

- 白鳥地区の(都)愛知池線沿道付近については、大規模小売店舗等の商業施設等が立地しており、身近で利便性の高い商業業務地の形成を図ります。
- 部田山地区の(都)兵庫三ツ池線及び(都)藤坂清水線の交差点周辺は、都市計画道路沿道の利便性を生かし、小売店舗を核とする集約的な商業業務地の形成を図ります。



【白鳥地区の(都)愛知池線沿道付近】

沿道サービス地

- (都)国道 153 号バイパス線の沿道については、周辺の住宅地の居住環境に配慮しつつ、中高層住宅や幹線道路沿道の利便性を生かした商業施設の立地を図ります。
- 東郷セントラル地区の(都)名古屋春木線と(都)瀬戸大府東海線の沿道については、東郷セントラル地区の商業業務地とともに、都市拠点の魅力を高めるような沿道サービス施設の立地を促進します。

③工業地

- 町中央部の諸輪工業団地や北山地区工業集積地については、現在の特別用途地区の指定を継続することにより住居系土地利用との混在を防止します。また、工場等の操業環境の維持・保全を図り、良好な工業地区としての土地利用を維持します。
- 町南西部の東郷町工業団地や現在の市街化調整区域における大規模な工業地については、周辺の農地や集落地との環境上の調和を配慮しつつ、現在の土地利用を維持します。
- 諸輪東部の工場・物流施設集積地については、周辺の農地や集落地との環境上の調和に配慮しつつ、産業拠点の基盤となる工場や物流施設、先端業種等の新たな産業立地による土地利用を促進します。

④新市街地候補ゾーン

住居系新市街地候補ゾーン

- 北部の白鳥地区・和合ヶ丘地区と中央部の和合地区との間の市街化調整区域については、既存集落を含め宅地化が進展している地区があります。この地区を良好な住宅市街地として整備を図り、町の北部と中央部の分散する市街地を連担させるため、住居系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 愛知池西側の市街化調整区域については、日進市の米野木駅に近接する利便性を生かし、良好な住宅市街地として整備を図り、交通結節点を生かした住居系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 町の西部と中央部に存在する市街化区域に囲まれた市街化調整区域については、周辺の住宅系市街地と一体となった住宅市街地として住居系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 田園・集落地のうち、市街化区域に隣接する西部の町民グラウンド西側エリア等の市街化調整区域については、住宅市街地として住居系新市街地候補ゾーンの可能性について検討します。
- 住宅系新市街地候補ゾーンに位置付けた地区については、無秩序な都市的土地利用が進行しないよう市街化区域への編入を検討し、人口の動向等に十分留意しながら整備のあり方を検討します。

工業系新市街地候補ゾーン、研究開発・工業系新市街地候補ゾーン

- (都)豊田知立バイパス線、(都)日進三好線、(都)豊田東郷線の幹線道路や、東名三好 IC 及び（仮称）東郷スマート IC といった広域交通体系によるポテンシャルが高い諸輪東部の工場等集積地は、東郷町の産業拠点として工業系土地利用を主体とした先進的な工業系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 諸輪工業団地、北山地区工業集積地、東郷町工業団地の工業集積地については、既存用地の施設立地が進んでおり、事業者の既存工場の拡大に対するニーズも高く、今後も産業機能の集積を図るため、既存団地の拡大による工業系新市街地候補ゾーンを設定します。
- 愛知池に隣接する(都)日進三好線の沿線は、東名三好 IC や日進市の米野木駅により交通アクセスの優れた地域であり、また、名古屋大学東郷フィールド*も立地しています。この地域特性を有効に活用し、愛知池周辺の緑と産業の調和を図り、既存の土地利用や自然環境に配慮された研究開発施設や製造拠点による研究開発・工業系土地利用を主体とした研究開発・工業系新市街地候補ゾーンを設定します。
- これらの新市街地候補ゾーンについては、地域の持つさまざまな利活用の可能性に配慮するとともに、個々の開発敷地内の緑化を条例等により推進することで、営農環境や自然環境との調和に十分留意した整備の在り方を検討します。

（２）市街化調整区域の土地利用方針

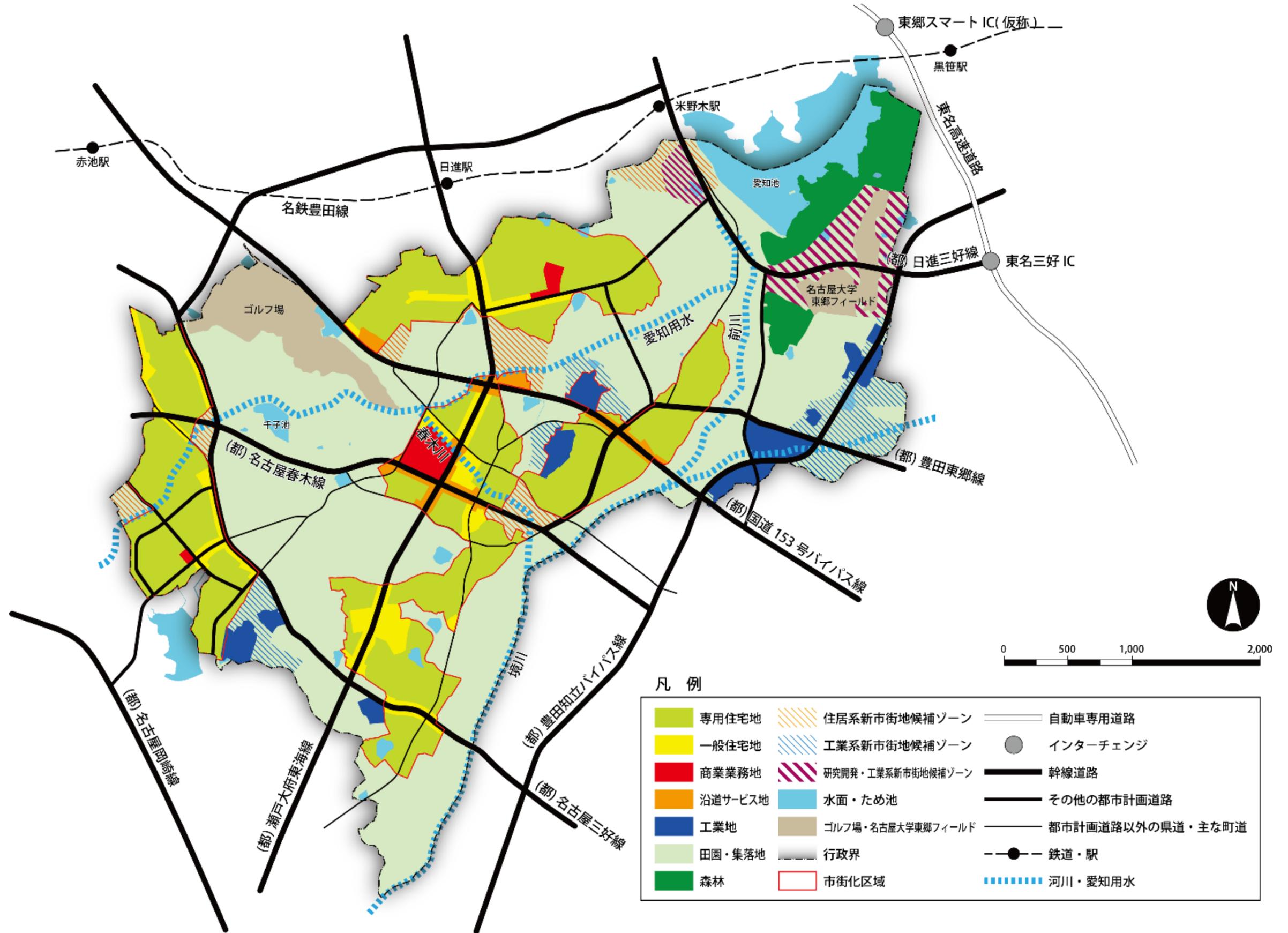
①田園・集落地

- 市街化調整区域に点在する既存集落は、旧来からのコミュニティを形成しており、身近な道路等の居住環境整備を進めることにより、これまでの生活環境の維持・向上を図ります。
- 境川を始めとする河川沿いの低地部に広がる農地は、生産機能のほか災害防止機能や自然環境保全機能等多面的な機能を有しています。面的にまとまった一団の農地については、維持・保全を図るとともに、その他の農地についても、農地中間管理事業*による農地集積・農地集約を利用した大区画化の推進を図り、虫食いの抑制に努めます。

②森林

- 「水と緑の拠点」に位置付けた愛知池周辺に広がる森林については、無秩序な開発を抑制し、里山づくり等身近に自然とふれあい、豊かな自然を体感できる場として維持・保全を図ります。

【土地利用方針図】



3-2 市街地整備の方針

（1）都市拠点の整備

- 東郷セントラル地区については、土地区画整理事業等の市街地整備や都市機能の集積を促進することで、都市拠点としての市街地整備を推進します。
- 東郷セントラル地区の内、土地区画整理事業の区域については、無電柱化*・ラウンドアバウト*の設置を行い、地区計画を活用した緑化や住環境の整備を進め、環境に配慮した先進的なまちとして次世代につなげるまちづくりを目指します。

（2）市街化区域内の整備

- 和合ヶ丘地区や白鳥地区、御岳地区、部田山・清水地区等を始めとする既に土地区画整理事業による市街地整備が完了している地区においては、良好な住環境と都市基盤施設の維持・保全を図ります。
- 面的な市街地整備がされていない地区においては、地区計画の活用等により、生活道路の改善や身近な公園・広場等の整備を進め、地域の特性にあった良好な市街地の形成を図ります。
- 市街地における空地や空き家について、適正な管理の指導により、良好な市街地環境の維持に努めます。また、空き家の発生を未然に防ぐための施策について、検討を進めます。
- 空き家等の既存ストックを活用し、誰もが入手しやすい・賃借しやすい住宅の供給支援について検討します。



【地区計画による生活道路の整備】

（3）市街化調整区域の整備

- 市街化調整区域内に点在する既存集落については、ゆとりある生活環境の維持を図るため、身近な道路等の居住環境整備に努め、市街地内と同様、安全に安心して暮らすことができる生活空間の確保に努めます。
- 市街化調整区域においては、必要に応じて社会福祉施設や保育園等の公益施設の立地について検討します。

3-3 交通体系の整備方針

(1) 道路整備の方針

① 幹線道路の整備方針

■ 東郷町の広域的交通需要に対応する東西方向の主要な幹線道路である(都)国道 153 号バイパス線は 4 車線としての整備がなされています。また、南北方向の(都)瀬戸大府東海線の整備は完了しており、今後も円滑な交通処理機能や災害時の緊急輸送道路*として機能の確保に向けて、計画的な維持・管理を関係機関に働きかけていきます。



【(都)国道 153 号バイパス線】

- (都)国道 153 号バイパス線は、これまで 4 車線としての整備がなされていますが、今後のリニア開業による人の移動・物流ニーズの増加等への対応も含め、6 車線化の実現に向け国に要望をしていきます。
- 主要な幹線道路を補完する東西方向の(都)日進三好線、(都)豊田東郷線、(都)名古屋三好線、(都)名古屋春木線、南北方向の(都)豊田知立バイパス線については、分散した市街地を連絡する路線であるとともに、広域交通体系と新たな工業系や研究開発・工業系新市街地候補ゾーンとを結ぶ重要な路線でもあることから、整備が完了していない区間については、関係機関と協議しながら、早期整備の促進を図ります。

② その他の主要道路の整備方針

- 幹線道路を補完し、幹線道路ネットワークを形成する上記以外の都市計画道路のうち、東郷町西部に位置する路線は土地区画整理事業にあわせて整備済となっています。そこで今後は東部の未整備路線について、関係機関と協議しながら、整備の促進を図ります。
- 都市計画道路を補完する県道や主要な町道も、市街地や集落地の日常生活圏の骨格を形成する道路として重要な役割を担うことから、関係機関と協議しながら、整備の促進を図ります。
- 朝夕の通勤時間帯における著しい渋滞を解消する道路整備を検討します。

③ 都市計画道路の見直し等の方針

- 都市計画道路については、社会経済情勢の変化に対応する等、関係機関と協議しながら、必要に応じて見直しを検討します。

④ 生活道路の整備方針

- 狭あい道路や行き止まり道路については、沿道建物の建替えにあわせた拡幅整備等、防災性及び交通安全性の向上に向けて効率的な整備を進めるとともに、通過交通を排除するための対策を図ります。

⑤ 道路環境の向上

- 身近な生活圏における歩道の未整備箇所について、子ども、高齢者、障がい者や車いす・ベビーカー利用者等が安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮しながら整備を継続します。
- 道路空間は都市景観の一要素としても重要な役割を担うことから、道路の緑化等の道路環境の向上を図ります。

⑥ 歩行者・自転車のネットワーク整備

- 都市拠点・地域生活拠点と分散する市街地や生活拠点を相互に結び、徒歩や自転車を利用して移動できる利便性の高い都市とするとともに、町民の健康づくりに寄与するよう、境川や前川、春木川、愛知用水等の水と緑の環境軸を中心に河川空間を活用して、歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。
- 安全で快適な自転車走行のために、必要に応じて、自転車通行のための路面標示等の整備を進めます。
- 都市拠点においては、歩行者の利便性と安全性を確保するため、歩行者専用道路の整備を進め、歩いて暮らせるまちづくりの形成を図ります。



【春木川・境川沿いウォーキングロード】

（2）公共交通整備の方針

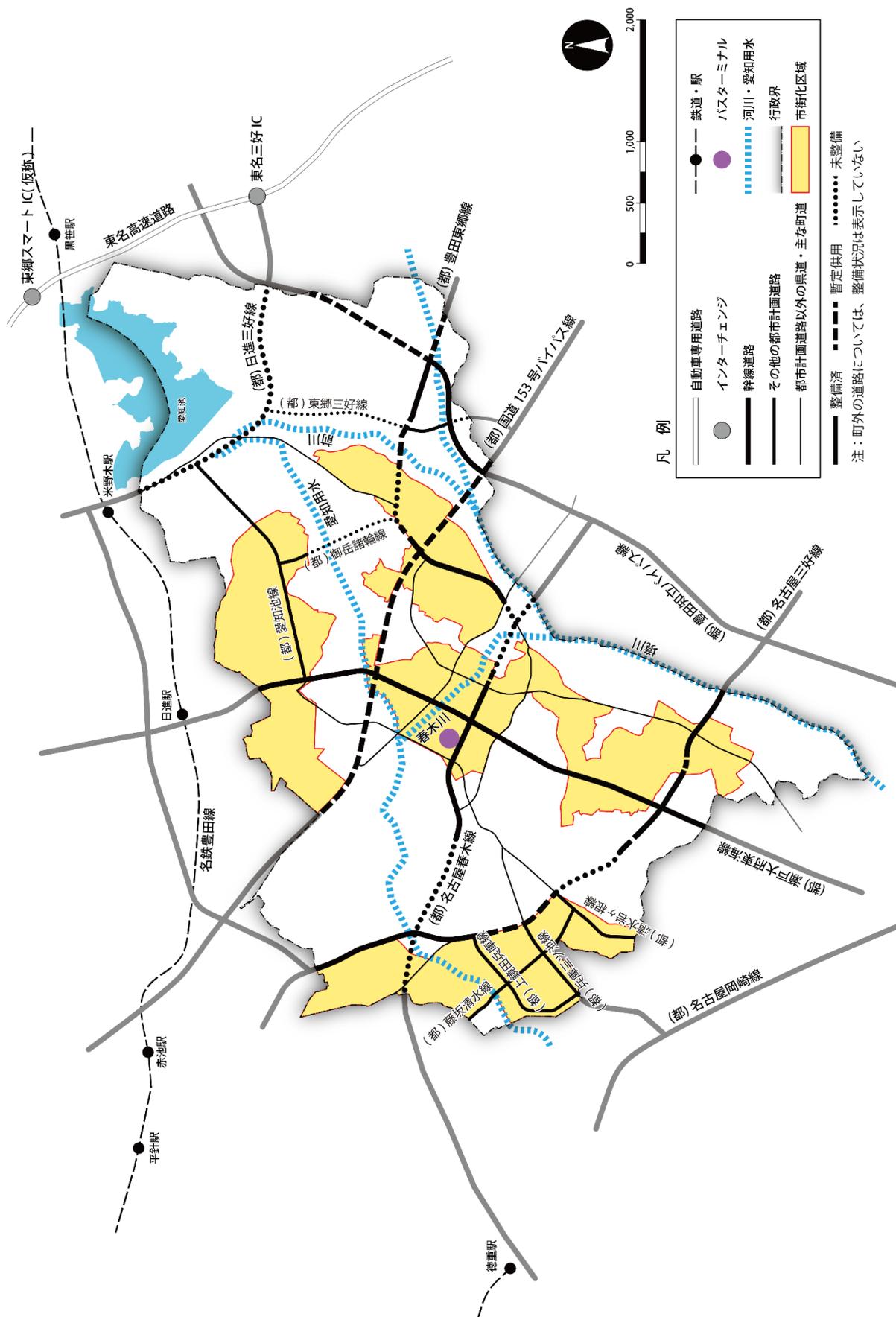
- 町内各地域の特性や町民ニーズ等を踏まえながら、路線バスとの役割分担等に配慮しつつ、拠点間、拠点と市街地あるいは鉄道駅を結ぶ経路の充実等バス交通の利便性の向上を図ります。そのため、必要に応じて東郷町地域公共交通計画を見直し、具体的な路線の検討も含め、今後の交通環境の変化に対応できる効率的で効果的な公共交通施策を推進します。
- 通勤・通学等の利便性を向上させるため、鉄道駅及び東郷セントラル地区を行き先とした路線設定、鉄道や生活交通路線との乗り継ぎ利便性の確保に留意したダイヤ設定を検討します。
- 東郷セントラル地区内のバスターミナルを活用し、巡回バスの発着点とすることにより、拠点や主要施設へのアクセスを確保し、高齢者を始め移動弱者への移動手段の確保を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- バスターミナル周辺における都市機能の集積により、巡回バスの一層の利用促進を図ります。
- 既存の公共交通サービスに加え、地域の状況に適したモビリティサービスの導入に向けた AI（人工知能）や自動運転技術等の新技術を活用したデマンド型交通や自動運転バス等の整備への取組を検討します。



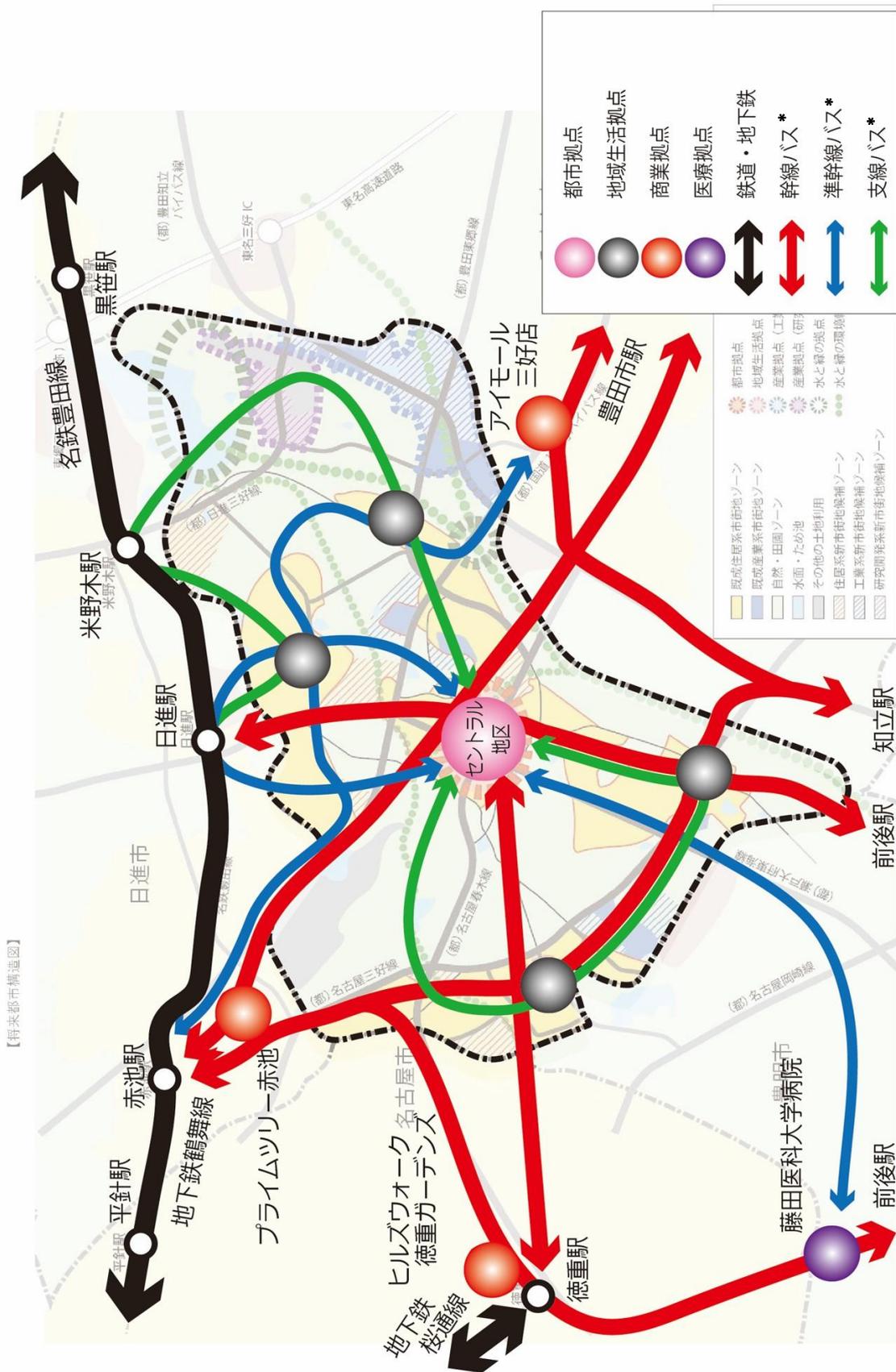
【実証実験中の自動運転バス】

（資料：東郷町地域公共交通計画）

【交通体系の整備方針図】



【東郷町地域公共交通計画における将来公共交通イメージ】



(資料：東郷町地域公共交通計画)

3-4 公園・緑地等の整備・保全等の方針

(1) 公園・緑地整備の方針

①規模の大きな公園・緑地

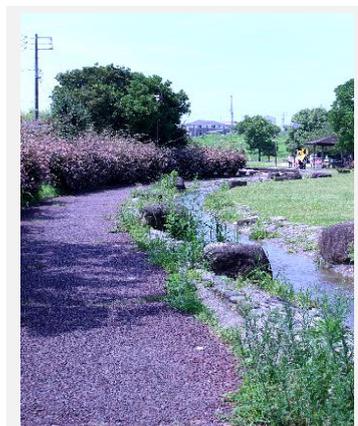
- 既存の愛知池運動公園におけるレクリエーション機能の充実・整備を図り、愛知池や周辺の森林とともに東郷町の「水と緑の環境軸」の起点となる「水と緑の拠点」としての整備を進めます。
- 東郷町の緑地の骨格となる境川緑地については、その機能の維持・保全を継続していきます。



【愛知池運動公園】

②身近な公園・緑地

- 近隣公園*・街区公園*については、未整備公園の整備を推進します。また、主に面的整備*の行われていない市街地では、標準的な誘致距離等に配慮しながら、子どもたちの遊び場や子育て世代を始めとした町民の交流・憩いの場ともなる公園・広場の整備を進めます。
- 街区公園を中心とした市街地内での公園整備と地区計画を活用した市街地内の緑化を進めます。
- 公園・緑地のイベント情報や使い方のアイデア等の情報を発信したり、町民のアイデアを受け付けたりする仕組みを構築していくことにより、町民がより積極的に公園・緑地、空地等に関わるきっかけづくりを進めるとともに、町民主体の公園・緑地、空地の有効的な活用に対する支援を検討します。
- 安全で安心して利用できるよう、遊具や樹木等、公園内の施設の適正管理を図ります。
- 町民主体による緑化活動に対する支援や、民間資金を活用した公園整備・管理について検討します。
- 住居系新市街地候補ゾーンについては、住宅地の計画的整備にあわせて、公園や緑地の適正な配置・整備を進めます。
- 今後の公園・緑地の整備に当たっては、市街地に隣接した市街化調整区域内の耕作放棄地や施設跡地を農業体験農園として整備する等の既存ストックの有効活用を検討します。また、計画策定段階からの町民参加等により町民が愛着をもつことができる公園の整備を進めます。



【涼松せせらぎの道】

(2) 緑地保全・緑化の方針

①貴重な緑地資源の保全

- 愛知池周辺に残る森林や境川沿いのまとまった農地等の緑地空間は、様々な生き物を始め豊かな自然と身近にふれあえる貴重な資源であり、無秩序な市街化を抑制するとともに、農振農用地区域*を始め法令に基づく土地利用規制の維持・活用や開発行為に対する条例等による適切な指導によりその保全を図るとともに、効果的な保全手法について、町民意見を踏まえ検討します。また、これら豊かな

自然を保全する町民意識や機運を高めるため、身近に自然を体感できる場の確保、里山づくりや農地保全等の活動に町民が積極的に参加できる機会の確保を検討します。

- 農地については、町内産農産物を活用した給食等の地産地消に関する食育や町内産農作物のブランド化を推進することで、営農者の定着や新規就農者の確保に努めるとともに、貴重な緑地空間としての保全を図ります。
- 町内に点在する中小のため池についても、農業用水の確保の場であるとともに、多様な生き物の生息の場であり、貴重な空間として保全を図ります。

②市街地内の緑の保全と創出

- 祐福寺、富士浅間神社、白鳥神社等の市街地に点在する社寺を中心とした社寺林は、町民に親しまれ、歴史的な風景や景観が現存しているため、保全に努めていきます。
- 市街地における緑地空間は、「ゆとり」や「うるおい」のある景観形成とともに災害時における延焼防止等の重要な機能を果たすことから、地区計画、東郷町都市緑化推進事業等の制度を活用し、住宅等の敷地内の植栽や生け垣等の緑化を促進します。また、規模の大きな開発に当たっては、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例により十分な緑化を誘導します。
- 公共施設等においては、緑化の維持・保全を図るとともに、都市計画道路の幹線道路は重要な緑の軸となることから、今後とも街路樹により緑豊かな道路空間の形成を目指します。

（3）水と緑のネットワークの形成方針

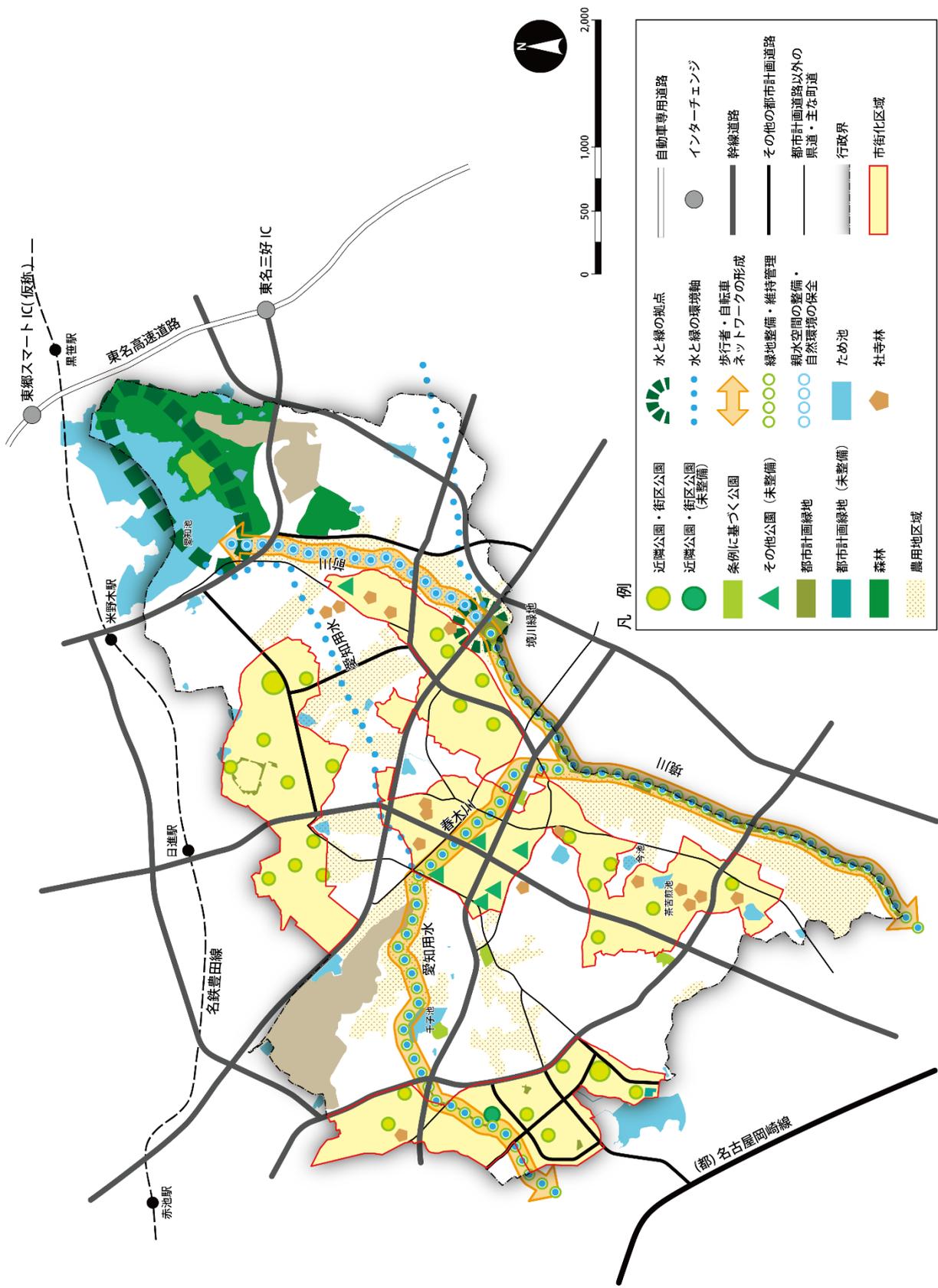
①水と緑の拠点づくり

- 「水と緑の環境軸」の起点となる愛知池周辺や、身近な親水空間としての境川緑地の「水と緑の拠点」のほか、茶苦煎池、千子池、今池等の規模の大きなため池とその周辺に残る樹林地は、良好な自然環境と東郷町特有の景観を形成しており、継続的に保全・整備・活用を図ります。

②水と緑の拠点等を結ぶネットワークづくり

- 市街地にある春木川については、東郷セントラル地区内を流れる河川でもあるため、新たな市街地内における貴重な水辺・緑地空間としての活用を検討していきます。また、境川緑地の整備や涼松緑道の適切な維持管理、ヒメボタルが生息する前川沿いのまとまった農地等での自然環境の保全、街路樹や主要な生活道路沿いの民有地の緑化促進等緑の創出や保全により「水と緑の拠点」や社寺林等をきめ細かく結び、「拠点」と「軸」の一体化を図ることで、東郷町ならではの水と緑のネットワークを形成します。
- 身近に自然とふれあえる空間や様々な生きものが生息し移動できる空間を確保するとともに、誰もが安全・快適に利用でき、町民の健康づくりに寄与する歩行者・自転車ネットワークとしての活用を図ります。

【公園・緑地等の整備・保全等の方針図】



3-5 安全安心なまちづくりの方針

（1）安全な市街地形成の方針

①災害に強い市街地の形成

- 大規模地震等において、建築物の倒壊を防ぐため、木造住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成を行い、建築物の耐震化を促進します。
- 災害時の拠点となる町役場庁舎、避難所となるいこまい館や学校等の公共施設については、施設の長寿命化を図るため、東郷町公共施設等総合管理計画に基づき、地震後に継続使用できるように計画的な修繕を実施します。
- 大規模地震における宅地の安全性を確保するため、大規模盛土造成地*での宅地の耐震化への取組を推進します。
- 既成市街地において町民の合意が得られる地区については、地区計画等の面的整備手法により、区画道路の整備・公園緑地等のオープンスペースの確保を図るとともに、防火水槽の耐震化や適正配置を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
- 地域の防災体制の充実を図るため、防災訓練等の防災活動を通じた自主防災組織の育成と活動を支援します。
- 地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を軽減するため、ブロック塀の撤去を継続し、関係団体と連携した安全点検パトロールを実施します。
- 民間企業と協働し町内の幹線道路や河川にカメラの設置を進めることで、災害時等に映像で確認ができるよう整備し災害状況に対応できる体制を整えます。

②幹線道路の整備

- 本町に関連する緊急輸送道路については、国道153号豊田西バイパス（（都）国道153号バイパス線）が第1次緊急輸送道路に、また県道豊田知立線（（都）豊田知立バイパス線）、県道名古屋岡崎線（（都）名古屋三好線）、県道瀬戸大府東海線（（都）瀬戸大府東海線）が第2次緊急輸送道路に指定されています。そのため、大規模災害時の救急活動に必要な人員・物資の輸送のために、地震防災対策、橋梁等の耐震性能の確保をすることを考慮し、国を始め関係機関に整備を要望します。
- 緊急輸送道路に接続する町道等の生活道路については、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した整備を図ります。

③公園・緑地等の整備

- 都市における大規模火災に対する安全確保のために、公園・緑地、道路等のオープンスペースを整備することを目指します。
- 震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能する都市公園の整備を検討します。
- 公園の整備に当たっては、防災上の観点から望まれる配置に配慮します。
- 市街地内の緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難場所等として有効に機能するもので、

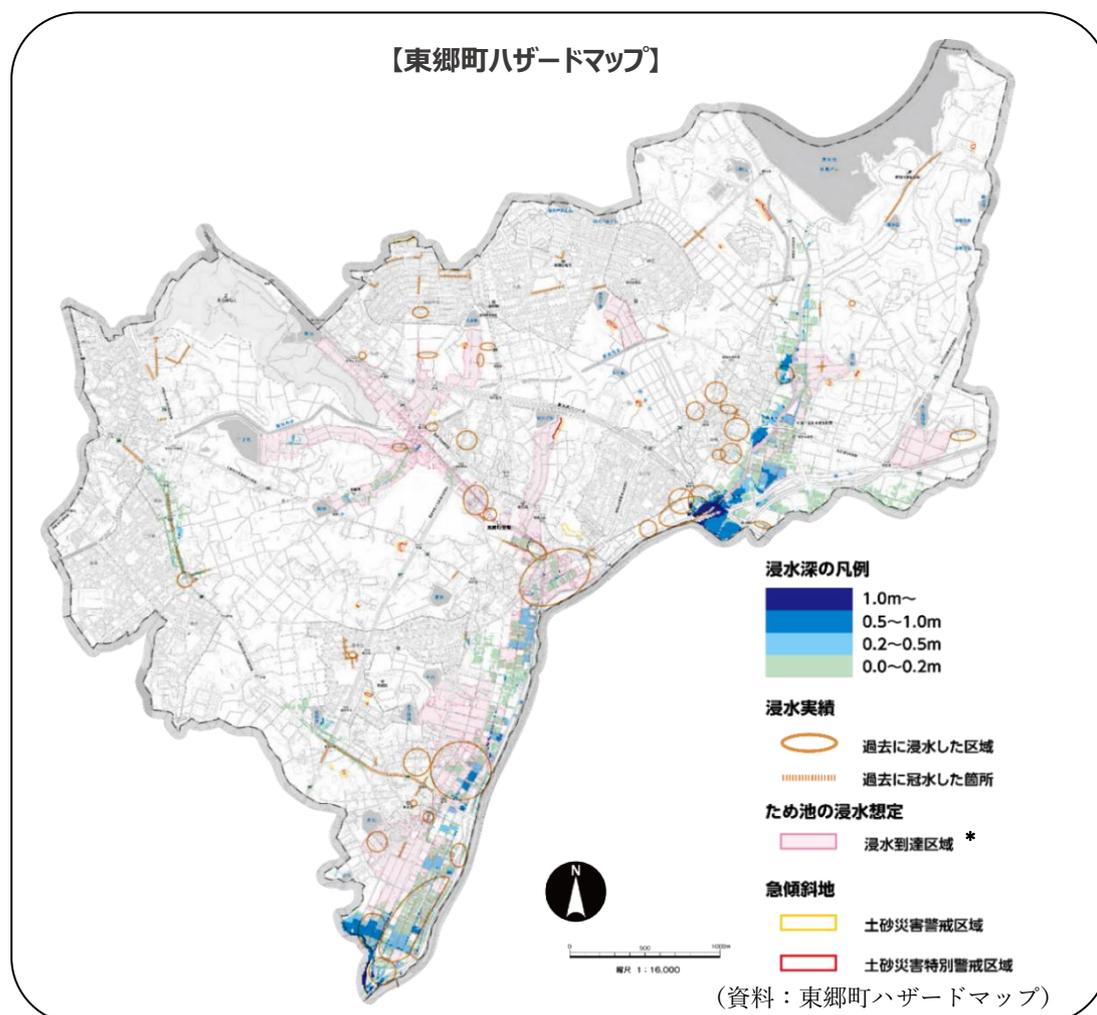
安全な生活環境を確保するためにも、地区計画、土地利用に関する法規制等により、引き続き良好な自然的環境を有する緑地を積極的に整備するよう努めます。

④河川等の整備

- 河川については、増水に伴う越水や堤防の破損に起因する浸水を未然に防止するため、調整池の築造等により浸水区域の解消を目指します。
- 町内に点在するため池は、地震による堤体決壊の危険を防ぐため、地区と協議を進めながら、耐震化に向けた整備を進めます。

⑤地域防災体制の充実

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による「公助」はもとより、町民一人一人の自覚に根ざした「自助」、家族及び友人や近所の方の「互助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築します。
- 大規模災害への対応や、日常的な防災意識の向上のため、ハザードマップや防災パンフレット等の防災に関する情報提供の充実を図ります。
- 外国人居住者等の行動特性や情報ニーズに合わせ、避難路の標識・防災情報等の多言語化、外国人を含めた地域の担い手としての体制整備、外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図ります。



（2）安心して暮らせる環境形成の方針

①防犯対策

- 道路や公園等における防犯灯、防犯カメラの適切な維持・管理を実施し、死角のない防犯性の高いまちづくりの形成を継続します。
- 安心なまちづくりの推進のため、防犯パトロールを実施するとともに、地域における自主防犯活動の取組に対する助成や支援を行い、町民と連携した防犯活動を推進します。

②交通事故防止対策

- 生活道路への不要な通過交通の流入の排除や自動車の走行速度を抑制するような交通安全対策の実施を検討し、安全に安心して暮らすことができる生活空間の確保に努めます。
- 交通事故を抑制するため、ガードレールやわかりやすい交通標識、道路区画線、案内看板等の交通安全対策施設の設置を進めます。
- 学校・保育園等の公共施設周辺や通学路においては、歩行者を守るためのガードレールの設置や車道の路面の塗装による注意喚起を行い、自動車の飛び込み防止対策を図ります。
- 交通安全対策上必要な地域の通学路については、その必要性も含めて整備の方針を検討します。

3-6 都市景観の方針

(1) 水と緑の自然・田園景観の保全

- 「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(平成 20 年 3 月) に認定された「愛知池から見た田園風景」に代表されるように、愛知池や境川等の水辺や周辺に広がる農地は、東郷町の誇る優れた景観資源です。農振農用地区域を始め法令に基づく土地利用規制や条例に基づく開発行為に対する適切な指導を行うことにより、虫食的な開発を抑制します。また、農業の担い手育成による耕作放棄地の解消や農業基盤の充実により、豊かな自然・田園景観の保全を図ります。



【愛知池からみた田園風景】

(2) 個性と秩序ある市街地景観の形成

- 諸輪地区や和合地区等の古からの市街地では、社寺を中心とした社寺林や路地により、歴史的な風景や景観が現存しています。このように地域に親しまれている歴史的な風景や景観については、個性ある景観を継承するために、維持・保全を図ります。
- 土地区画整理事業等の面的整備により形成された住宅地においては、地区計画等の制度を活用しながら、「ゆとり」と「うるおい」のある景観の形成・維持を図ります。
- 東郷セントラル地区については、地区計画により、建物及び街路等の一体的な景観形成を誘導して、東郷町の「中心核」として、歩いて楽しく、にぎわいや活気を感じられる景観の形成を図ります。
- 幹線道路等の沿道においては、周辺市街地や田園景観との調和に配慮しながら、緑化事業における助成制度を活用することで、沿道の民有地の緑化等を促進して、美しく秩序ある沿道景観の形成を図ります。



【白鳥神社(諸輪地区)】

3-7 その他の都市施設整備の方針

（1）公共下水道整備の推進

- 東郷町の下水道は、境川流域下水道として事業を進められており、今後は、市街化区域内の未整備地区を中心に整備を推進します。同時に、一斉に進行している老朽化に対して施設のライフサイクルコストの低減や予防保全型施設管理*の導入による戦略的な維持・修繕を図ります。
- 新市街地候補ゾーンについては、計画的な市街地整備と併せて、公共下水道処理区域への編入も検討します。
- 公共下水道処理区域外においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽*への転換を推進し、河川やため池等の水環境の維持向上を図ります。

（2）雨水処理機能の向上

- 今後も、雨水浸透ますや透水性舗装*の普及・促進、雨水貯留タンク設置の促進に努める等、引き続き総合治水対策を進め、雨水の流出抑制を促進します。
- 境川の特定期都市河川流域における一定以上の開発に伴う雨水貯留浸透施設*の設置による治水対策を進めます。
- 東郷町に多く分布する農地や農業用のため池は、農業用水利機能の他に、雨水の一時的貯留による洪水調整機能を果たすことから、県や地域等の関係者の協力を得ながらその保全と適切な維持管理、耐震化の推進等の整備に努めます。

（3）河川整備の推進

- 境川流域では、確実な総合治水対策を推進するため特定都市河川浸水被害対策法*に基づく流域水害対策計画に従って、浸水被害対策を実施します。
- 準用河川*については、護岸整備等を推進し、治水機能の強化を図ります。
- 普通河川や排水路の改修、調整池の築造等により、浸水区域の解消を目指します。

将来都市像

■ 将来都市像

人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう

- 目標年次 = 令和 12 年度（2030 年度）
- 将来人口の見通し = 約 45,700 人（目標年次時点まで人口は増加傾向を維持）

都市づくりの目標

【目標Ⅰ】

まちの魅力や活力を向上させ、持続していけるまち



- 東郷セントラル地区を中心とした、賑わいと多様な交流のある都市拠点の形成
- 地域特性を活かした、都市基盤としての産業拠点の形成

【目標Ⅱ】

コンパクト+ネットワークによる利便性に富んだ暮らしやすいまち



- 都市拠点・地域生活拠点を中心に都市機能が集約した、コンパクトなまち
- 公共交通により拠点や地域が繋がれ、過度に自動車に依存しないで移動できるまち

【目標Ⅲ】

誰もが住みたい・住み続けたいまち



- 良好な居住環境の整備により快適な暮らしができるまち
- 多様な人や多世代が交流できるまち
- 優れた自然環境・田園環境と調和した水と緑があふれる魅力あるまち

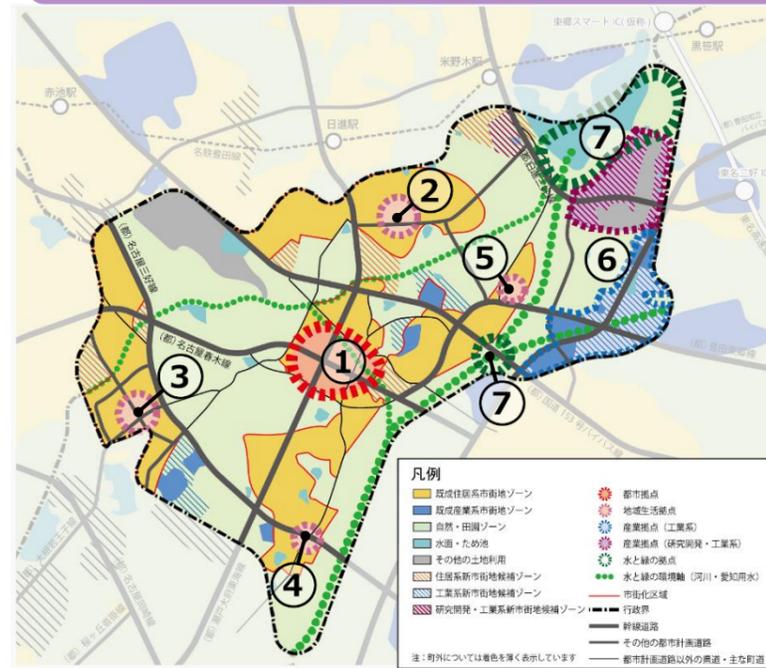
【目標Ⅳ】

誰もが安心して暮らせるまち



- 大規模自然災害や市街地における都市型災害を防ぐ、災害に強いまち
- 交通安全・防犯等により安心して暮らせるまち

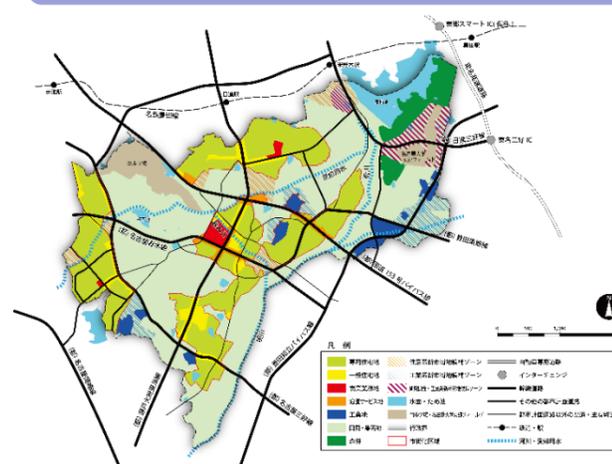
将来都市像図



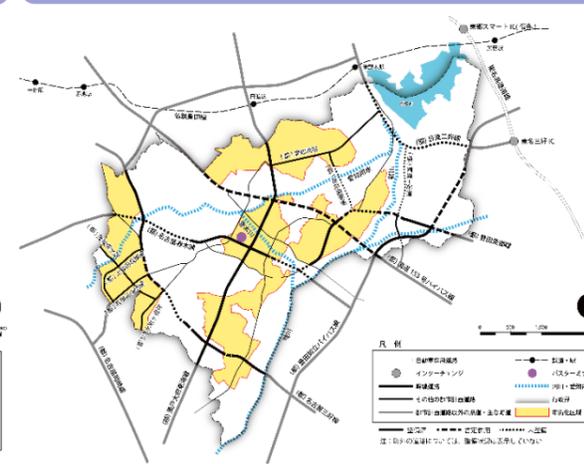
※番号は左の図中の番号と対応

拠点・地区名		番号※	拠点形成の考え方（要約）	
都市拠点	東郷セントラル地区	①	多様な都市機能が集約する町の中心核にふさわしい拠点 町民の交流と交通の中心 緑あふれる環境に配慮した都市拠点	
	地域生活拠点	白鳥地区	②	商業施設等の既存ストックを活用した日常生活サービス機能の提供
		部田山地区	③	日常生活サービス機能のさらなる維持・充実
		祐福寺地区	④	商業施設等の既存ストックを活用した日常生活サービス機能の提供
		諸輪地区	⑤	歴史・文化資源や日常生活を支える都市機能と連携した子育て世代等が住みやすい住環境の整備
産業拠点 (工業系、研究開発・工業系)	⑥	工業系や研究開発・工業系の先進的で多様な産業機能が集積する拠点の形成		
水と緑の拠点	⑦	豊かな水環境を守りつつ、周辺開発との調和をもって自然と人の共生を図る		

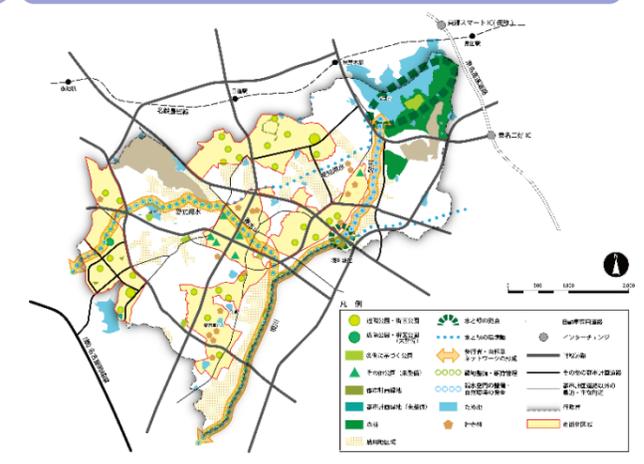
土地利用の方針



交通体系の整備方針



公園緑地の整備方針



市街地整備の方針

市街化区域内

- 土地区画整理事業による市街地整備が完了している地区における良好な住環境と都市基盤施設の維持・保全
- 面的な市街地整備がされていない地区においては、地区計画の活用等により、生活道路の改善や身近な公園・広場等の整備を進め、地域の特性にあった良好な市街地の形成

市街化調整区域

- 点在する既存集落における身近な道路等の居住環境整備に努め、安全に安心して暮らすことができる生活空間の確保

安全安心なまちづくりの方針

安全な市街地形成

- 災害に強い市街地の形成（耐震化、施設の長寿命化、防火水槽の適正配置等）
 - 幹線道路の整備（第1次・第2次緊急輸送道路の整備、町道等の生活道路の整備）
 - 公園・緑地等の整備（避難場所等としての公園整備、防災に役立つ緑地の整備）
 - 河川等の整備（調整池の築造等）
 - 地域防災体制の充実（ハザードマップの充実）
- 安心して暮らせる環境形成
- 防犯対策（防犯灯、防犯カメラ等の管理）
 - 交通事故防止対策（生活道路への通過交通排除、速度抑制、通学路の安全対策等）

安全安心なまちづくりの方針

水と緑の自然・田園景観の保全

- 開発行為に対する適切な指導を行うことにより、虫食いの開発を抑制
 - 農業の担い手育成による耕作放棄地の解消や農業基盤の充実
- 個性と秩序ある市街地景観の形成
- 歴史的風景や景観の維持・保全
 - 住宅地の「ゆとり」と「うるおい」のある景観の形成・維持
 - 東郷セントラル地区における歩いて楽しく、にぎわいや活気を感じられる景観の形成

その他の都市施設整備の方針

公共下水道整備の推進

- 市街化区域内の未整備地区の整備推進
 - ライフサイクルコストの低減等、戦略的な維持・修繕
- 雨水処理機能の向上
- 総合治水対策を進め、雨水の流出抑制を促進
 - 農業用ため池の保全・管理
- 河川整備
- 境川流域の浸水被害対策、準用河川の治水機能強化、河川改修や調整池築造による浸水区域解消

